

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年5月19日)

【件名】

- 1 鳥取市の中核市移行に係る調整状況について
(福祉保健課) ··· 1
- 2 平成29年度第1回低所得者のからし安心対策チーム会議の開催結果について
(福祉保健課) ··· 2
- 3 あいサポート条例(愛称) 素案の概要に係るパブリックコメントの実施結果について
(障がい福祉課) ··· 3
- 4 第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日決定と参加申込みの受付開始について
(障がい福祉課) ··· 5
- 5 とっとり森・里山等自然保育認証制度による園の認証について
(子育て応援課) ··· 6
- 6 平成29年度第1回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について
(子育て応援課) ··· 8
- 7 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等の口座引き落としの誤りについて
(青少年・家庭課、医療政策課) ··· 9
- 8 平成29年度第1回健康いきいき地域づくり推進チーム会議の開催結果について
(健康政策課) ··· 10
- 9 鳥取県ドクターヘリの美保飛行場(格納庫)と鳥取大学医学部附属病院間の朝夕の飛行ルートについて
(医療政策課) ··· 11
- 10 平成29年度第1回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について
(医療指導課) ··· 12

福 祉 保 健 部



鳥取市の中核市移行に係る調整状況について

平成29年5月19日

地域福祉振興課
環境立県総務課
教養育成課
行財政改革局人事企画課

鳥取市の中核市移行に向け、現在の市との調整状況について報告します。

1 円滑な事務引継

事務事業ごとに、県の移行支援プロジェクトチーム及び市の部会において事務マニュアルや引継書、予算要求等に係る資料などをもとに事務引継ぎを行っている。

さらに、市における例規整備や附属機関の設置等に係る基準の摺合せや事務執行に活用する市のシステム整備に係る県との連携・引継などの具体的な調整を進めている。

2 保健所業務の移管・委託

鳥取市が中核市に移行し保健所を設置した場合、東部4町域の保健所業務を市に委託する方針で、市の区域と東部4町の区域の保健所業務を円滑かつ確実に引き継ぐことができるように調整を進めている。

(1) 保健所移行実践検討チーム・ワーキンググループ（平成29年4月13日設置）

4月26日に第1回チーム会議を開催し、市と県の事務の差違等も考慮し、市における事務の流れや県の中部西部圏域の保健所との業務連携等も踏まえた実践研修・訓練等の計画を8分野のワーキンググループにおいて作成することを決定した。

当該計画に基づき、5月下旬からの実践研修等の実施を予定している。

(2) 東部4町区域に係る保健所業務の県から市への委託（中核市移行の政令公布後を予定）

地方自治法第252条の14の規定により、市との協議により規約を定め、市に管理執行を委託する。県と市の協議にあたっては両議会の議決を必要とする。

〔規約に掲げる事項〕

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁方法 等

3 市の組織・人員体制の検討状況

鳥取市では、県の事務処理体制を引き継ぐことを基本とし、平成30年4月の移行時に約75名（正職員）の増員配置を予定している。このうち、県は約50名の職員の派遣などを行う。

県は、中核市移行後、市において必要人員を独自に確保されるまでの間は、行政サービス水準を維持継続するため、県から職員派遣など必要な支援を行う。

(1) 人材育成

平成28年度から市職員の長期研修を県の東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所において実施するとともに、短期の業務研修等も行いながら、業務への習熟を進めている。

- ・長期派遣 平成28年度 1名（保健師）
(県受入) 平成29年度 8名（保健師、管理栄養士、事務職）

(2) 職員採用

平成30年4月に向けて、市は、平成28年度までに7名（保健師2名、事務職5名）、平成29年度中に13名（保健師、管理栄養士、歯科衛生士、衛生技師、事務職）の職員採用を予定しており、計画的に必要人数の確保を進めている。

4 今後の主な予定

- ・5月下旬 第2回保健所移行実践検討チーム会議
- ・6月上旬 第8回鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会
- ・6月定例県議会 「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出

平成29年度 第1回低所得者のくらし安心対策チーム会議の開催結果について

平成29年5月19日
福祉保健課

高齢者、障がい者、子ども・若者、女性等各分野の低所得者対策を全庁横断的に展開していくため、「低所得者のくらし安心対策チーム」の第1回会議を下記のとおり開催し、本年度の取組方針について確認しました。

1 日 時 平成29年4月26日（水）

2 出席者 チーム長（副知事）、チーム員（教育長、関係各部局長）

3 議 題 平成29年度の取組方針について

4 会議での主な確認事項

5つの検討チームを設けて施策の検討を行うことを確認した。

（1）住まいの確保

家賃保証だけでなく、入居者の見守り支援、安否確認、緊急連絡等とセットで、県
社協や市町村等とも連携しながら入居しやすい仕組みを検討していく。

（2）就職困難な若者就業支援

教育委員会で不登校や引きこもり傾向の若者を対象に訪問型支援に取り組む「ハートフルスペース」と、若者サポートステーションが連携して学校を訪問するなど、部
局を超えて取り組む。

（3）スクールソーシャルワーカーの人材確保

人材を抱える福祉施設などに協力を求め、部局を超えて取り組む。

（4）子どもの居場所づくり

継続的な運営をしていくためのスキル、有効なやり方や事例を共有、連携し、発信
していく。また、地域の高齢者との交流など共生ホームや小さな拠点にもつながる取
組としての視点を持って取り組む。

（5）低所得高齢者支援

ひきこもりがちな人を早く見つけ、一般の高齢者と交流できる事業や拠点への参加
を働きかけるなど、市町村と連携してサポートしていく。

5 今後の進め方

秋にかけて各チームで検討を重ね、市町村等からの意見も聴取した上で施策化し、必
要に応じて予算化も検討する。

あいサポート条例（愛称）素案の概要に係るパブリックコメントの実施結果について

平成29年5月19日
障がい福祉課

「あいサポート条例（愛称）素案の概要」（別添資料）に基づき県民からのパブリックコメントの募集を行ったところ、下記のような意見が寄せられました。これらの意見を踏まえながら、6月議会へ付議できるよう、条例案を作成します。

記

1 意見募集期間 4月27日（木）から5月10日（水）まで

2 意見総数 延べ18件（7名）

3 応募のあった主な意見の内容及び対応方針

項目	意見の内容	県の対応方針
条例全般	子どもだけでなく、大人の発達障がいをサポートする連携した取組を希望。	大人の発達障がいも対象になるよう記載していく。
あいサポート運動	県民の障がい者への理解を深める県民運動（あいサポート運動）を推進してほしい。	あいサポート運動の推進について記載するとともに、6月補正予算により条例の普及啓発を実施していく。
行政の役割	障がい者を孤立させないよう、地域と行政で役割分担してほしい。 障がい者相談支援センターを県、各市町村において保健師と相談していく体制を整備してほしい。	あいサポート運動の推進、共助の取組について記載していく。 差別解消相談支援センターの設置や情報アクセシビリティに係る障がいの支援拠点の設置について記載していく。
障がい者への差別解消	障がい者を偏見で見て、差別、人権侵害しないよう啓発してほしい。また障がい者の人権尊重を県民に啓発してほしい。 年少期から障がいや障がい者について学ぶ機会をつくって、いじめや虐待防止に役立つようにしてほしい。好き好んで障がい者になったのではないことを教えるべき。	差別解消に係る啓発活動について記載するとともに、6月補正予算により条例の普及啓発を実施していく。 県民が年少期から障がいについて学ぶ機会の確保について記載していく。
情報・コミュニケーションの保障	地域の手話サークルには、数人の小学生も参加しており、将来が楽しみ。予算的な制約で開催できない状況にあるため、支援をお願いしたい。	必要な財政上の措置を講じができるよう記載するとともに、手話サークルに対する既存の補助制度の活用を促進していく。
災害時における支援	災害が発生した場合に、障がい者を安全、安心に避難させ、生活できるように支援してほしい。また障がい者の特性に配慮した情報提供を行い、支援が必要な障がい者が安全確実に避難できる仕組みを作成してほしい。 避難所で生活する時に、障がい者に対して、差別や偏見がないよう配慮する仕組みが必要。	災害に備えた支え愛の地域づくりの取組について記載し、地域での交流等を推進していく。
障がい者の自立、社会参加の促進	障がいスポーツを盛んにするため、施設、設備を整備して、全国大会を開いてほしい。また就労しながら障がいスポーツができる企業を誘致してほしい。東京パラリンピックに出場する選手を育ててほしい。	障がい者スポーツの推進・競技水準の向上等について記載していく。

4 条例の構成（案）

（1）目的

障がい者が、その人格と個性を尊重され、地域社会の中で安心して生活することができる社会の実現を目指すもの。

（2）障がい者への理解の促進

あいサポート運動を展開するとともに、障がい者に対する理解が促進されるよう啓発に取り組む。

（3）障がいを理由とする差別の解消

必要な啓発活動を行うとともに、相談者への支援を行うための窓口を設置する。

（4）情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

生活などに関する相談体制を整備する。意思疎通に当たっては、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いる。

（5）災害時における障がい者の支援

支え愛マップをはじめ平時から支援の地域づくりに取り組むとともに、災害時には障がいの特性に応じた対応に努める。

（6）障がい者の自立及び社会参加の推進

福祉サービスの充実、虐待防止の促進、教育環境の整備、就労の促進、芸術文化及びスポーツの推進等に取り組む。

第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日決定と参加申込みの受付開始について

平成29年5月19日
障がい福祉課

「第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」(以下「大会」という。)を今年10月1日(日)にとりぎん文化会館(梨花ホール)で開催することが決定し、大会に向け、5月15日(月)から参加申込みの受付を開始しましたので報告します。(参加申込みの締め切りは、7月3日(月)まで)

記

1 大会の目的

ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話の魅力や手話が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

2 大会概要

- (1) 大会名 第4回全国高校生手話パフォーマンス甲子園
(2) 日時 平成29年10月1日(日)午前9時15分から午後5時まで(時間は予定)
(3) 会場 とりぎん文化会館 梨花ホール(鳥取市尚徳町101番地5)
(4) 出場 予選審査を通過した20チーム
(5) 演技内容 手話を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンス
(6) プログラム
① 開会式(関係者挨拶、優勝旗返還、選手宣誓、チーム紹介)
② 出場チーム演技(演技時間:1チーム当たり8分以内)
③ ゲスト演技(手話パフォーマー)
④ 審査発表
⑤ 表彰式(賞状等授与)
⑥ 閉会
(7) 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会
(8) 共催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
(9) 交流会 大会前日9月30日(土)に、出場チーム・関係者一同が会する交流会を開催。

3 大会の主な日程

- 4月28日(金) 大会日程の決定
5月15日(月) 参加申込み受付開始
7月3日(月) 参加申込み締切
7月20日(木) 予選審査動画の提出締切
8月2日(水) ~3日(木)
予選審査会(結果発表(出場チーム決定)、演技順番・選手宣誓チーム決定)
9月30日(土) リハーサル(本大会と同会場)、交流会(ホテルニューオータニ鳥取)
10月1日(日) 本大会(とりぎん文化会館)

【過去の大会について】

大会	日程	会場	出場チーム	来場者数	優勝チーム	県内最上位チーム	参加申込み数
第1回	平成26年11月23日 (日・祝)	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館	20チーム	約750名	田鶴浜高等学校 (石川県)	鳥取ろう学校 (準優勝)	41チーム (21都道府県)
第2回	平成27年9月22日 (火・休)	米子市公会堂	20チーム	約1,550名	奈良県立ろう学校 (奈良県)	鳥取ろう学校	47チーム (22都道府県)
第3回	平成28年9月25日 (日)	倉吉未来中心	20チーム	約2,000名	熊本聾学校 (熊本県)	鳥取ろう学校	61チーム (30都道府県)

とっとり森・里山等自然保育認証制度による園の認証について

平成29年5月19日
子育て応援課

平成27年3月に創設した「とっとり森・里山等自然保育認証制度」により、新たに1園を認証しました。

新たに平成29年3月31日に創設した自然保育を行う認可保育所等を認証する「保育所、幼稚園等とっとり自然保育認証制度」と併せて、鳥取県の自然環境を活かした保育・幼児教育を推進することとしています。

1 認証した園の概要

- (1) 名 称 自然がっこう旅をする木
(2) 実 施 者 得田 優(とくだ まさる)
(3) 所 在 地 倉吉市関金町福原226-2
(4) 開所時間 月曜日～金曜日 9時30分から15時まで
(5) 定 員 12人
(6) 認 証 日 平成29年5月1日

2 とっとり森・里山等自然保育認証制度の概要

(1) 目的

1年を通して野外での保育を中心に行う園を鳥取県があらかじめ設けた基準に基づき認証し、支援することで、鳥取県の豊かな自然を活かして子どもたちが健やかに育つことを図る。

(2) 主な認証基準

活動時間	・原則、週5日、年間39週活動すること。 ・1週間の自然フィールドの活動時間は、概ね10時間以上とすること。
対象年齢	3歳児(年度中に満3歳となる児童を含む)から就学前児童
人員配置	・保育者は児童6人に1人以上配置し、最低でも2人は配置すること。 ・保育者のうち1名以上は、保育士又は幼稚園教諭であること。 ・緊急時の医療的対応、定期健康診断等を行う嘱託医を置くこと。
設 備	・活動を行うための自然フィールドが複数あること。 ・大雨・大雪や冷温から避難でき、または拠点となる施設を備えること。
安全対策	安全対策マニュアル(予防、緊急対応両面)を作成し、それに基づき活動すること。

(3) 運営費及び保育料軽減の補助

利用者数に応じて運営費を補助するとともに、園が保育料を軽減した場合、その軽減額を補助する(保護者と生計を一にする第2子(世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満であり、第1子が認証園に在園する児童)及び第3子以降の児童に限る)。

(4) 平成29年4月末現在の認証園

所在地	ようちえん名	認証日	定員
智頭町	森のようちえん まるたんぼう	平成27年4月1日	30人
	空のしたひろば すぎぱっくり		15人
鳥取市	いきいき成器保育園	平成28年4月1日	20人
	鳥取・森のようちえん・風りんりん		18人
空山ぼくじょうようちえん ぱっか		平成28年4月1日	12人
伯耆町	森のようちえんmichikusa	平成27年4月1日	18人

3 保育所、幼稚園等とつとり自然保育認証制度の概要

(1) 目的

県のめざす幼児の姿「遊びきる子ども」を目指し、子どもたちの「体力の向上」「感性」「探求心」「集中力」「自ら考える力」などを育成する場の一つとして鳥取県の豊かな自然を活用し、自然体験活動を行う保育所、幼稚園等の施設に対し、県が定める基準に基づき認証し、その活動を支援することにより、子どもたちの健全育成を図る。

(2) 主な認証基準

実 施 者	県内において、保育所、幼稚園、認定こども園及び届出保育施設を運営している団体
活動計画	<ul style="list-style-type: none">・園の活動方針、指導計画等に自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施すること。・活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。・屋外の活動する場所は複数確保し、園外に最低1箇所確保すること。
活動時間	3歳以上児に係る自然体験活動の時間が、園あたり平均して週6時間以上
活動内容	県内での自然体験活動（森の中の散策、生き物観察、川・雪遊び、農業体験等）
活動時の職員体制	<ul style="list-style-type: none">・保育所等の配置基準によるが、子どもの人数にかかわらず保育者は最低2人以上
質の担保	<ul style="list-style-type: none">・県等が実施する自然体験活動に関する研修を受講すること。・自然体験活動に関する内部研修を実施すること。
安全対策	<ul style="list-style-type: none">・県等が実施する安全対策研修を受講すること。・自然体験活動における安全対策マニュアルを作成し、かつ、保育者と保護者に周知すること。・避難又は危険回避ができる措置、けがや事故への迅速な体制を確保すること。

(3) 活動費の補助

認証された園が行う自然体験活動に必要な経費を補助

（補助率：1／3、補助基準額：1施設当たり440千円を限度）

(4) 認証スケジュール

（～6月末）募集期間

（7月） 予育て王国とつとり会議とつとり自然保育認証審議部会からの意見聴取

（8月） 第1号認証見込

平成29年度第1回子育て王国とっとり実現チーム会議の開催結果について

平成29年5月19日
子育て応援課

結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく社会全体で支える仕組みづくり、特に企業や各種団体などと連携を強化し、地域で子育て支援を行う機運の醸成を図る施策を検討するため、「子育て王国とっとり実現チーム」の第1回会議を下記のとおり開催しました。

記

1 日 時 平成29年5月8日（月）10：00～11：30

2 場 所 第4応接室（本庁舎3階）

3 出席者 林副知事（チーム長）、元気づくり推進局長、子育て王国推進局長、とっとり暮らし支援課長、参画協働課長、女性活躍推進課長、子育て応援課長、長寿社会課長、労働政策課長、小中学校課長、高等学校課長、鳥取労働局雇用環境・均等室長

4 概 要

（1）チームの目標と基本方針を確認

目標：企業や各種団体など地域との連携を強化し、更なる結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく社会全体で支える仕組みづくりを推進。

基本方針：2030年に希望出生率（1.95）の実現。そのステップとして2018年に合計特殊出生率1.72を実現。

（2）今年度の事業展開及び今後の方向性について議論

年度中途の待機児童解消や子育て世代包括支援センター（とっとり版ネウボラ）の充実等、市町村と連携した取組に加えて、基本方針を踏まえ下記の取組を実施。

ア 地域における子育てしやすい職場環境の整備

- ・企業子宝率調査結果を活用した子育てしやすい職場環境整備の促進
- ・キャラバンで各企業を周り、妊婦体験、家事の方法等を啓発
- ・育児の日・イクボスの日フォーラムによる機運の醸成

イ 地域で子育て支援を行う団体等への支援

- ・子育てサークルなど地域で子育て支援を行う団体への支援
⇒とっとり子育て隊の活動の活性化、県内優良事例の横展開

ウ キャリア教育の機会を活用したライフプラン学習の充実（定住促進と連携した取組の推進）

- ・ライフプランに関する学習を通じた未婚化・晩婚化の改善
⇒ライフプランを考える啓発セミナーの小中学校への拡充検討
- ・小学校からの県内の魅力ある企業への職場体験等の実施
⇒教育委員会と商工労働部が連携し、小中高の学校が希望する職場体験受け入れ企業等を紹介できる仕組みの構築
- ・普通科高校でのインターフィッシュや保護者に向けた取組（鳥取県内の職場、職種に対する再認識）などキャリア教育の更なる充実

上記の取組を実施に当たっては、市町村や関係団体との連携を強化する。

（3）鳥取労働局から下記について報告

ア 3月に策定された「働き方改革実行計画」の概要

イ 育児・介護休業法の改定（本年10月施行）

- ・育児休業期間の最長2歳までの延長、従業員への育児休業制度の周知及び育児目的休暇の創設についての努力義務の創設

ウ 平成29年度の両立支援等助成金のメニュー

エ くるみん改定・プラチナくるみん改定の基準改定

母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金等の口座引き落としの誤りについて

平成29年5月19日
財源確保推進課
青少年・家庭課
医療政策課
会計指導課

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（平成29年4月分）、理学療法士等修学資金返還金（平成29年4月分）及び職員宿舎貸付け料（平成29年4月分）について、5月1日に貸付者の口座から引き落としをしたところ、データの誤りにより、二重に引き落としをしていたことが判明しました。誤つて引き落としがなされた方には、個別に電話してお詫びと事情の説明を行うとともに、お詫びの文書を5月2日に発送しました。

1 二重引き落としとなった方の人数及び金額

事業名	人 数	金 額	所 管 課
①母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	383人	3,499,788円	青少年・家庭課 (1人当たり 9,138円)
②理学療法士等修学資金返還金	19人	684,000円	医療政策課 (1人当たり 36,000円)
③職員宿舎貸付け料	5人	110,800円	財源確保推進課 (1人当たり 22,160円)
合 計	407人	4,294,588円	

2 二重引き落としの原因

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

(株)鳥取県情報センターが原課作成の口座引き落としデータを財務会計システムへ連携したが、一部住所に誤りがあったため、(株)鳥取県情報センターにてデータを修正後、再度連携処理を行った。この時、最初に連携したデータを削除しておらず、二重の引き落としとなったもの。

(2) 理学療法士等修学資金返還金及び職員宿舎貸付け料

各所属の職員が財務会計システムに入力したデータを電子決裁システムに連携させたが、連携後に誤りが見つかり、再度財務会計システムにデータを入力して電子決裁システムにより決裁処理を行つたが、誤りのあったデータが削除されず、二重の引き落としとなったもの。

3 今回の事案に対する対応

(1) 対象となる方への返還

二重に引き落としを行つてしまつた方へは、口座払いによる返還を5月11日(木)に行つた。

(2) 再発防止策

- 不要なデータは、財務会計システムから即時削除することを、5月10日付けで府内に通知（会計管理者及び総務部長の連名）して徹底を図るとともに、関係所属は通知に沿つた対応を行う。
- システム的にも誤処理が発生しない仕組みを早急に検討する。

平成29年度第1回健康いきいき地域づくり推進チーム会議の開催結果について

平成29年5月19日
健 康 政 策 課

住み慣れた地域で、生きがいをもって健康に暮らすことができる鳥取県を目標に、県民の健康づくりや社会参加促進について部局横断で施策を検討し、展開していくため、「健康いきいき地域づくり推進チーム」を今年度から立ち上げました。

このチームの第1回会議を下記のとおり開催し、本年度の取組方針について確認しました。

1 日 時

平成29年4月28日（金）

2 チーム構成

チーム長 :副知事

チームメンバー：元気づくり推進本部、地域振興部、福祉保健部、教育委員会事務局、協会けんぽ、日本財団、NPO法人未来 ※日本財団、NPO法人未来は第1回会議欠席

3 議 題

平成29年度の取組方針について

4 会議での主な確認事項

「健康づくり文化（運動習慣の定着、健康管理）」と「社会参加促進（活躍の場、生きがいづくり）」を柱として、以下の検討を行う。

（1）健康づくり文化

- ・高齢者に加え働き盛り世代も参加しやすい環境整備のため、運動による健康づくりの取組を実施するとともに、日本財団や生命保険会社等との包括協定に基づく新たな取組
- ・地域の実情に応じた町村独自の統合型スポーツクラブづくり
- ・本県発祥のグラウンドゴルフの魅力化・多世代普及

（2）社会参加促進

- ・「住民運営の通いの場の充実」や「高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進」など市町村の取組を後押しする施策
- ・とつとりいきいきシニアバンクの会員数・活動件数の増加や活躍の場の提供に向けた施策
- ・シルバー人材センターの会員確保や就業先機会の開拓・拡大（介護・育児など女性会員の就業先の確保）
- ・文化に触れたり体験する機会など、文化活動を始めるきっかけづくり
- ・生涯学習（県民カレッジ等）での学びの成果を地域に活かす仕組の構築、身近な地域での多様な学習機会の確保

5 今後のスケジュール（案）

時期	内 容
H29年4月28日	【第1回チーム会議】現状把握・情報共有、今後の施策検討
〃 8月頃	○チーム関係課での検討会議
〃 8～9月	【第2回チーム会議】29年度事業の進捗確認、30年度事業の検討
H30年 2月頃	○チーム関係課での検討会議
〃 2～3月	【第3回チーム会議】29年度事業の振り返り、30年度事業の情報共有

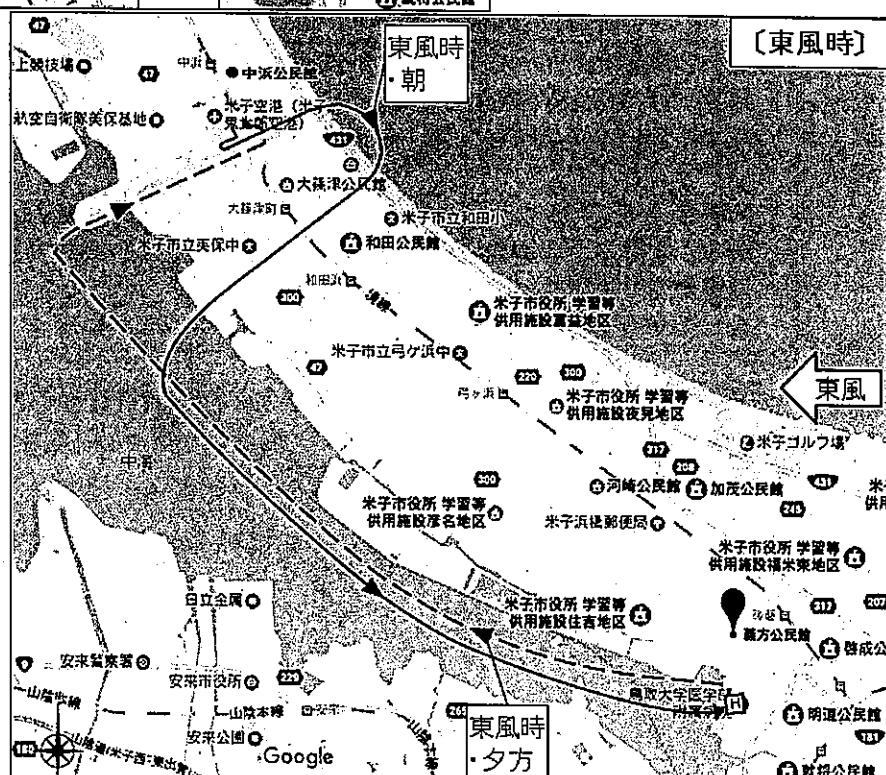
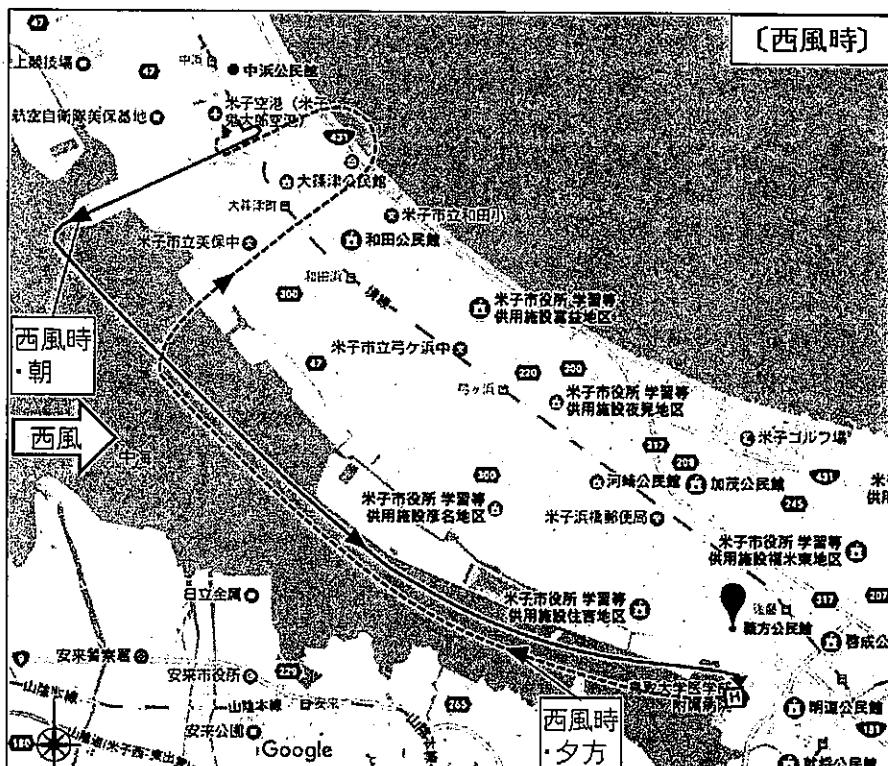
鳥取県ドクターへリの美保飛行場（格納庫）と鳥取大学医学部附属病院間の朝夕の飛行ルートについて

平成29年5月19日
医療政策課

平成29年度末から運航開始を予定している、鳥取県ドクターへリの朝夕の飛行ルートについて、米子市、境港市、航空自衛隊美保基地及び運航会社と協議した結果、基本的に中海上空を飛行するルートに決定しましたので、その概要を御報告します。

なお、本飛行ルート等について、米子市、境港市の方々へは両市報等により周知を図るとともに、全県の皆様にも県政だより、とりネット等を通じて、ドクターへリの概要等に併せお知らせする予定です。
<運航予定時間>※運航時間は季節により変動します。

8:10頃	8:15頃	8:30~17:15	17:20頃	17:25頃
美保飛行場発	鳥大病院着	鳥大病院ヘリポートに駐機。要請に応じて救命活動。	鳥大病院発	美保飛行場着



※1 航空機は、安全上風上に向かって離着陸を行うため、風向により飛行ルートが異なります。

※2 飛行ルートは、航空管制官の指示や気象条件等により変更される場合があります。

平成29年度 第1回県・市町村国民健康保険連携会議の検討結果について

平成29年5月19日
医療指導課

1 日 時 平成29年4月25日(火) 13:30~16:00
2 場 所 伯耆しあわせの郷
3 出 席 市町村国保主管課長、国保連合会事務局長等
4 概 要

(1) 協議事項

① 納付金等の算定について

市町村の主な意見	県の対応
○現行では、各市町村は前期高齢者の被保険者数に応じて、前期高齢者交付金を受けることで財政調整されてきたが、平成30年度からの納付金制度の導入により、県が前期高齢者交付金を一括して受け入れることとなる。このことで、現行の保険料と乖離が生じることが懸念される。	○前期高齢者交付金については、保険料への影響は多大であることから、引き続き、試算等を通じて影響を分析する。結果として、保険料が一定程度、現行より上昇する場合には激変緩和策等を検討していく。
○平成30年度の納付金等の算定について、本年12月に国から係数が示された後に、県が納付金額の算定や標準保険料率の算定を行い、最終的に平成30年1月頃の提示の日程となっている。市町村としては、遅くとも本年11月頃までに提示がないと、平成30年度の保険料等について運営協議会等への説明ができない。 (※前回の連携会議でも同様の意見)	○国は、予算全体との影響もあり、国保の係数の提示時期等の前倒しは困難との回答。本県としては、仮係数での算定を本算定とすることについて、引き続き検討する。

② 市町村事務の標準化等について(※)

市町村の主な意見	県の対応
○事務の標準化については、システム改修等の経費が伴うなど、費用面の問題が生じるが、財源措置はあるのか。	○国は、県の調整交付金での財源措置を想定しているとの情報があるが、現段階では未定である。
○医療費通知について、個人情報保護の観点等から、世帯ごとの通知とするのか、個人ごとの通知とするのか、取扱いの県内統一化も含め、検討が必要ではないか。	○通知の取扱いについては、標準化の中で統一については検討する。

※ 作業部会で統一標準案の了承を得られた項目について、5月26日開催の連携会議に事務の統一を具体的に検討する予定。

(2) 報告事項

鳥取県国民健康保険運営協議会の開催状況について報告

※ 内容については、平成29年4月21日常任委員会で報告済み。

平成29年度 納付金等算定に係るスケジュール(案)

実施項目	平成29年						平成30年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(国)納付金等算定システムの追加機能改善等												
市町村基礎ファイルの作成 (国保連合会へのデータ集約業務委託含む)												
(4月下旬～)(県) 国保連へ市町村基礎ファイルの現仕様・作業フロー等を提示												
(6月～) (県・国保連) 運営規則・資料作成、調整												
(4月下旬～)(県) 市町村基盤データ集約契約書												
試算の実施												
本係数での算定												
納付金等の市町村への提示												
(夏前) 納付金等の算定に向けた公費の考え方を提示												
(9/7) ガイドラインの見直し等に対応したシステムの機能改善												
(7月初)(県・国保連) データ入力説明会・ヒアリング (市町村) 8月試算のデータ作成 (国保連) 8月試算のデータ集約												
(5月中旬～) (県)現市町村基礎データ (県内統一の基礎データ等で試算を実施												
(4月中旬～) (県)引き続き現試算結果の分析												
仮係数での算定												
(国)(10月中旬) 29年度版係数を提示 ⇒仮係数による推計を実施												
(国)(12月末) 29年度本係数を提示 ⇒確定係数による算定 ※納付金・標準保険料率を確定												
(1月中旬～) 納付金及び標準保険料率の通知												

※国のスケジュールに合わせたもの。

1 現行の各市町村が保険料(税)で集める金額のイメージ

各市町村 (保健事業等)	（保険給付費） 国庫支出金(国 調整交付金・療 養給付費等)	前期高齢者 交付金	都道府県支 出金(県調整 交付金等)	保険料(税) で集めるべ き金額	一般会計等 からの保入 額	保険料(税) で集める金 額
A市	1000	-	300	-	30	= 570
B市	500	-	100	-	20	= 330
C市	2000	-	500	-	50	= 1430
	3500	900	170	100	2330	650
						1680

2 都道府県化後(納付金制度)の各市町村が保険料(税)で集める金額のイメージ

県全体(保険給付費) ※保健事業500除 く	国庫支出金(国 普通調整交付 金・療養給付費 等)	前期高齢者 交付金	(新) 国特別調整 交付金(都道 府県向け)	都道府県支 出金(県調整 交付金等)	県全体の納付 金総額	納付金額(市 町村の医療 費・所得水準 を反映)①
A市	3000	-	900	-	100	= 1730
B市						600
C市						250
						880

納付金の算定

県全体の納付 金総額	納付金額(市 町村の医療 費・所得水準 を反映)①	(拡充)特別調整 交付金(市町 村向け)②	-	(新)保険者労 務支払制度配 分額③	-	保険事業 等④	保険料(税) で集めるべき 金額⑤ ①-②-③+④	一般会計 等からの 繰入	保険料 (税)で集 める額
1730	-	50	-	10	+ 150	-	680	-	490
	-	10	-	5	+ 50	-	285	-	235
	-	80	-	30	+ 300	-	1070	-	400
	-	140	-	45	+ 500	-	2045	-	670
								-	650
								-	1395

標準保険料率の算定

【現時点で平成30年度からの納付金制度に向けた正確な試算が不可の要素】

- ① 平成30年度から公費協充される保険者努力支援制度の配分が未定（※ 県分の取扱いについても未定）
- ② 平成30年度から公費協充される都道府県向け国特別調整交付金の額が未定
- ③ 前期高齢者交付金や普通調整交付金などについて、現行制度を前提に市町村ごとに推計している。（新制度以降後の影響が不明）
⇒新制度では県全体で均されることになる。

事務標準化の検討状況

項目	検討事項	役割分担	方針案の部会提示	部会検討	備考
1 被保険者証の作成	○更新時期、更新頻度の統一 ○随時発行の対応方法	県	○	3/22 検討	
2 資格管理事務	○事務の統一化・マニュアル化(異動情報の運用の統一含む) ○高額療養費における世帯の継続性の判定基準	国保連	未	—	
3 保険給付の支払事務	①高額療養費に係る各現金給付の給付判断等の統一	県	○	3/22 検討	
	②高額介護合算に係る各現金給付の給付判断等の統一	県	○	3/22 検討	
	③保険料の減免の取扱基準の統一	県	未	—	・3/22 部会で7月以降検討の方針
	④一部負担金減免の取扱基準の統一	県	未	—	・3/22 部会で7月以降検討の方針
	⑤保険給付の差止に係る取扱基準の統一	県	○	3/22 検討	
	⑥高齢世帯の支給申請の簡略化	県	○	3/22 検討	
	⑦地単ペナルティ一分の県対応	県	—	—	・部内協議開始
	⑧運用日程、各種様式の整理	国保連	○	3/22 検討	
4 県から国保連合会への直接支払い	○事務手続、運用日程の検討 ○交付金請求、支払事務の整理	県	未	—	・県で方針案を作成し、現在国保連と協議中
5 地単公費の償還払の取扱い	○計算方法の統一	県	未	3/10 検討	
6 療養費	○現金給付の給付額及び給付判断の統一	県	○	3/22 検討	
	○運用日程、各種様式の整理	国保連	○	3/22 検討	
7 その他支給に係る支給基準の統一	○給付基準及び審査基準の統一(葬祭費、出産育児一時金等)	県	○	3/22 一部検討	
8 その他支給に係る申請書類の統一	○各種様式の整理	県	未	—	
9 医療費通知の統一	○実施回数、通知受診期間、様式等の統一	県	○	3/10 検討	
10 短期証・資格証・限度額認定証の取扱い	①短期証 ○更新時期、更新頻度、交付基準の統一	県	未	—	・3/22 部会で7月以降検討の方針
	②資格確認書 ○更新時期、更新頻度、交付基準の統一	県	未	—	・3/22 部会で7月以降検討の方針
	③限度額適用認定証 ○更新時期、更新頻度、交付基準の統一	県	○	—	・3/22 部会で7月以降検討の方針
	○様式の統一	県	未	—	・3/22 部会で7月以降検討の方針
11 月報関係	○報告内容の統一 ○システム開発	国保連	未	—	

